

令和 8 年大府市条例一覧

公布日 令和 8 年 8 月 2 7 日

- 第 2 4 号 大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 5 号 大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 6 号 大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例

大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 27 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第24号

大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大府市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年大府市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （ 1 ） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の 3 第 1 項 第 6 号</u>に規定する職務代行者 （ 2 ）～（ 4 ） 略 （登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の 3 第 1 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録	（登録資格） 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者（以下「代表者等」という。）とする。 （ 1 ） 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第 1 項第 1 号へ</u>に規定する職務代行者 （ 2 ）～（ 4 ） 略 （登録） 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第 2 項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票

改正後	改正前
原票の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	の印影その他の登録事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 27 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第25号

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年大府市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（多量の事業系一般廃棄物の処理） 第21条 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 7 項</u>の規定により 1 日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）を排出し、又は一時に100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示するものとする。 2 略	（多量の事業系一般廃棄物の処理） 第21条 市長は、<u>法第 6 条の 2 第 5 項</u>の規定により 1 日平均10キログラム以上の事業系一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）を排出し、又は一時に100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示するものとする。 2 略

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第43号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 27 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第26号

大府市産業立地促進条例の一部を改正する条例

大府市産業立地促進条例（平成17年大府市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ）～（10） 略 （11） 大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第25項</u>に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。 （12）～（14） 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （ 1 ）～（10） 略 （11） 大企業 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第 2 条第24項</u>に規定する中堅企業者のいずれにも該当しない企業をいう。 （12）～（14） 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。